

教育・保育給付認定、保育必要量について

保育園(認可園)の利用には、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育園の利用が必要であるという認定が必要です。保護者からの申請により、認定の区分や利用できる時間(保育必要量)などを市が認定します。

教育・保育給付認定の区分

下記の3種類があり、お子さんの年齢、要件の有無により認定されます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設	認定の有効期間(最長)
1号認定 (教育標準時間認定)	・満3歳以上(小学校就学前) ・保育の必要性なし(要件なし)	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	小学校就学まで
2号認定(保育認定)	・満3歳以上(小学校就学前) ・保育が必要(要件あり)	保育園 認定こども園(保育園部分)	小学校就学まで
3号認定(保育認定)	・満3歳未満(小学校就学前) ・保育が必要(要件あり)	保育園 認定こども園(保育園部分) 地域型保育施設	満3歳に達する日の前日まで (3歳の誕生日の2日前)

保育必要量

保育園を利用できる時間です。保護者の要件の内容によって市が認定します。延長保育のご利用は、別途申請してください。※申請書は各園にあります。

保育必要量	利用可能時間	延長保育について
保育短時間(1日8時間まで)	8:30~16:30	・園の開所時間内であれば、認定時間を超えて利用可能です。 ・30分単位で延長が可能です。(30分ごとに月額利用料がかかります。) ※求職活動の要件で保育園等を利用する場合はご利用いただけません。
保育標準時間(1日11時間まで)	7:30~18:30	